

教育委員会定例会日程

平成24年6月28日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

報告第5号

事務の臨時代理の報告（6月補正予算）について（生涯学習課）

5 報告事項

（1）市議会6月定例会の概要について（資料1 教育部・文化部）

（2）財団法人小田原市学校建設公社経営状況の報告について

（資料2 教育総務課）

（3）市議会議長あて陳情書「30人以下学級実現と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択についての陳情書」について（資料3 教育指導課）

（4）通学路における交通安全の確保について（資料5 保健給食課）

6 その他

（1）青少年の体験交流事業等について（資料4 青少年課）

7 閉 会

報告第5号

事務の臨時代理の報告（6月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成24年6月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成24年度6月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項) 委託金 (目) 教育費委託金	4,010	<u>歴史的風致維持向上推進等調査委託金</u>
合計	4,010	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 社会教育費 (目) 生涯学習センター費 生涯学習センター運営経費	9,800	<u>生涯学習センター本館管理運営事業</u> ・非常灯用直流電源装置更新工事請負費				9,800
(項) 社会教育費 (目) 郷土文化館費 郷土文化館運営経費	4,010	<u>歴史的風致維持向上計画推進事業</u> ・歴史的建造物管理運営方式調査費	4,010			
合計	13,810		4,010			9,800

歴史的建造物管理運営方式調査について

1 事業概要

「小田原市歴史的風致維持向上計画」の重点区域に位置付けられている板橋地域の歴史的景観を構成する重要な要素の一つである旧醤油醸造業者の住宅兼店舗を取り上げ、地域住民主体による歴史的建造物の持続的な管理運営方式の確立に向けた調査を実施する。

この事業は、国（国土交通省）の委託事業「歴史的風致維持向上推進等調査」を小田原市が受託するものである。

※歴史的風致維持向上推進等調査

良好な景観等の形成における資金面、人材面、制度面での共通課題に対応した取組みの提案を募集し、全国で活用できる現実的・効果的な制度の枠組みの検討を可能とし、その成果を全国に広めることによって、地域における歴史的風致の維持向上を図り、地域振興・活性化に寄与することを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施方法

板橋地域の自治会・商店会、有志らによって管理・活用組織を編成し、これと建築等の専門家・NPO法人、民間企業等との連携を図りながら、(2)の事業を実施して、その成果を取りまとめる。

(2) 実施事業

① 施設の周知に関わる事業

施設の公開、施設の機能・構造、歴史等に関する講演会など

② 活用及び管理運営のための財源確保に関わる事業

イベントの実施、施設案内リーフレットへの広告掲載、協賛金・寄附金の徴収など

③ 維持管理費節減に関わる事業

専門家等の指導による施設管理等に関する各種ボランティアの育成、施設の維持管理を兼ねた体験学習会など

④ 実践例視察・調査

他地域における実践例の視察及び実態調査（アンケート調査）

(3) 成果の取りまとめ（成果品の作成）

(2)の取組の成果を総括・整理して調査報告書を作成する。

3 事業費（国土交通省委託金）

総額 4,010千円

賃金	1,210千円（施設公開時監視員等）
報償費	750千円（アドバイザー等謝礼）
旅費	257千円（視察等旅費）
需用費	708千円（案内リーフレット印刷代等）
役務費	185千円（PR広告料等）
使用料及び賃借料	900千円（会場使用料）

4 対象建造物の位置、現況



平成24年6月市議会定例会の概要について

第1日目	6月8日	金	補正予算並びにその他議案一括上程・提案説明
第2日目	6月9日	(土)	(休 会)
第3日目	6月10日	(日)	(休 会)
第4日目	6月11日	月	(休 会) (議案関連質問通告) (一般質問通告)
第5日目	6月12日	火	(休 会)
第6日目	6月13日	水	(休 会)
第7日目	6月14日	木	質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第8日目	6月15日	金	(休 会) 建設経済常任委員会
第9日目	6月16日	(土)	(休 会)
第10日目	6月17日	(日)	(休 会)
第11日目	6月18日	月	(休 会) 厚生文教常任委員会
第12日目	6月19日	火	(休 会) 総務常任委員会
第13日目	6月20日	水	(休 会)
第14日目	6月21日	木	(休 会) (委員長報告書検討日)
第15日目	6月22日	金	各常任委員長審査報告、採決 請願・陳情審査結果報告、採決 一般質問
第16日目	6月23日	(土)	(休 会)
第17日目	6月24日	(日)	(休 会)
第18日目	6月25日	月	一般質問
第19日目	6月26日	火	一般質問
第20日目	6月27日	水	一般質問

厚生文教常任委員会（教育部・文化部関係）

平成24年6月18日開催

1 議 題

- (1) 議案第42号 平成24年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）
- (2) 議案第57号 建物の取得について（小田原市立三の丸小学校屋内運動場棟
1階及び2階部分）
- (3) 陳情第20号 30人以下学級実現と義務教育費国庫負担制度堅持を求める
意見書の採択についての陳情書 【採 択】

2 所管事務調査

(1) 報告事項

財団法人小田原市学校建設公社の経営状況について

30人以下学級実現と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択についての陳情書

【陳情趣旨】

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいます。

社会状況等の変化により、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。また、新学習指導要領実施により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。教育水準の維持向上に向けた施策を講じるためには「教職員の子どもと向き合う時間の確保・拡充」や「教職員配置の更なる充実」が欠かせません。

【陳情項目】

政府予算編成において、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

記

1. きめの細かい教育の実現のために、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。また、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

平成24年5月31日

小田原市議会議長

加藤 仁司 様

陳情者

西湘地区教職員組合

小田原市扇町5丁目17番12号

執行委員長 清水 隆男 団

平成24年小田原市議会6月定例会

一般質問 6月22日～27日

質問順 4 1 番 鈴木紀雄

- 1 多発する交通事故に対する防止対策について
- (3) 市内小中学校通学路の事故防止対策について

質問順 8 14番 大村 学

- 1 市長の二期目の取組について
- (2) お城と史跡の保全・整備について
- 2 学校施設の整備について
- (1) 本市の学校施設の老朽化について
- (2) 屋内運動場の整備について

質問順10 19番 奥山孝二郎

- 1 通学路における児童生徒の安全確保について
- (1) 本市における通学路等の事故等について
- (2) 通学路における安全対策と危険箇所の把握状況について
- (3) 児童生徒に対する交通安全教育及び市民に対する交通安全啓発について
- 2 学校における安全対策について
- (1) 学校施設の非構造部材の耐震対策について
- (2) 子どもたちの安全確保について

質問順12 12番 神永四郎

- 1 小・中学校の通学区域について
- (1) 住民や自治会からの要望に対する対応
- (2) 通学区域(学区制)の再検討
- 2 きめ細かな教育体制の強化について
- (1) 支援教育推進事業
- (2) 不登校対策事業
- 3 平成24年度教育委員会事務の点検・評価について
- (1) 今年度の点検・評価方法
- (2) 教育委員の活動

質問順15 28番 関野隆司

- 3 放射能汚染対策について
- (4) 学校給食の調査、対応について

※ 一般質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
鈴木紀雄	多発する交通事故に対する防止対策について	教育長	文部科学省等から、関係機関の連携の下、通学路の安全点検や安全対策を講じるよう依頼があったと聞いているが、教育委員会では、いつまでに、どのように対応するのか伺う。	各学校においては、教職員を中心に、PTAや自治会、地元の駐在所などの協力をいただきながら、通学路の安全の確認や危険箇所の把握を行っており、現在、取りまとめを行っているところである。教育委員会では、この後、各学校の合同点検の要否について、関係課や警察署と協議し、8月末を目途に、学校、保護者、道路管理者、警察署等による合同点検の実施を調整していく。その上で、対策案を作成し、道路管理者や警察署等とともに、安全対策を講じてまいりたい。なお、合同点検の実施に当たっては、できる限り地域住民の参加をいただいてまいりたいと考えている。
		教育長	一連の事故を受け、通学路の検証や対応について、どのようなことを行ってきたか。また、児童・生徒、保護者等に対してどのような措置を講じてきたか。	新年度早々、京都府や千葉県などで、登校中の児童らが車にはねられ、死傷するという大変痛ましい事故が相次いで起きたことを受け、教育委員会では、5月2日付けで、各学校あて、改めて通学路の安全確認を行うとともに、登下校時の指導や見守り活動の協力体制を強化するよう通知した。具体的には、再度、児童・生徒への注意喚起を行うこと、通学路の点検により、危険箇所や車の通行量等を把握し、その状況に応じて適切な措置を取るとともに、児童・生徒、保護者等への周知を行うこと、また、必要に応じて、危険箇所における登下校時の指導や見守り活動を強化することなどである。
		教育長	通学路は、どのように決めているのか。児童・生徒や保護者、近隣住民等の意見はどのように取り入れているのか。	通学路は、各学校が、児童・生徒の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定しており、通学路を決めるに際しては、教職員が必ず実地調査をし、交通量、信号機や横断歩道の整備状況、川、がけ、踏切などの危険箇所の有無、道路の状況、交通規制、周辺の環境などについて、状況に応じて、警察署や交通安全協会、道路管理者、交通指導員、自治会等地域の関係者の意見を求めて検討し、決定している。今後も、指定や変更について、関係する機関に対して意見を求めてまいりたい。
		教育長	道路管理者などにも相談し、危険箇所の排除や安全対策について検討することも重要だと思いが見解を伺う。	通学路の安全を確保していくためには、歩道やガードレールの整備、道路上への通学路表示やグリーンベルトの設置、横断歩道や信号機の設置等、特にハード面の整備については、道路管理者や警察との協議が重要であるため、学校から要望が出された場合などには、まず、道路管理者等に相談しているところである。今後実施する合同点検や、それに伴う安全対策については、道路管理者等との連携協力体制を一層強化してまいりたいと考えている。
		部長	通学路における危険箇所への対応として、平成23年度どのような要望がどれくらいあったか。また、それらの要望に対してどのように対応したのか。	主な改善要望としては、道路標識や道路標示の設置や補修が12件、白線・グリーンベルトの設置が6件、横断歩道の設置が6件、カーブミラーの設置が5件あり、そのほか歩道の整備や道路の拡幅、信号機の設置等、全体で42件の要望があった。各学校から要望を受けると、教育委員会では、その内容に応じて、警察や道路管理者等に改善をお願いしている。平成23年度は、42件のうち、17件の改善が完了しており、要望箇所が民地であったり、構造上困難であるなどの理由で14件が対応できず、また、11件が交渉継続中あるいは、要望継続中となっている。

大村学	学校施設の整備について	市長	本市の小中学校の校舎や屋内運動場は老朽化が進んでいると思うが、古いものでどのくらい経ってそれらがどのくらいあるのかなど、本市学校施設の老朽化の現況を伺う。	本市学校施設の校舎や屋内運動場の棟数は、小学校25校で92棟、中学校11校で46棟、合計138棟ある。そのうち、建築後50年以上経過している建物は、3棟で全体の2.2%、このうち、白山中学校の北校舎が最も古く建築後55年を経過しており、白鷗中学校の北校舎と鴨宮中学校の北西校舎が51年となっている。また、建築後40年以上50年未満の建物は35棟あり、全体の25.4%で、古いものでは城南中学校の中東校舎が49年、千代中学校の屋内運動場と早川小学校の南校舎が48年となっている。建築後30年以上40年未満の建物は57棟で、全体の41.3%、30年未満の建物は43棟で31.1%となっている。
		市長	本市学校施設の、根本的な建替計画を考えなくてはならない時期に来ているのではないかと考えるが、見解を伺う。	学校施設の老朽化への対応として「校舎リニューアル計画」は、計画の策定から8年を経過する中、施設の老朽化がさらに進行していること、また、災害時に学校が担う地域の防災拠点としての視点を取り入れる必要性などから、今年度、大幅な見直しを行う。この見直しにおいては、当面の課題として早急に行う必要がある外壁改修や受水槽の更新、雨漏り等への対応、また中期的に計画的に行う大規模改修、さらに、大規模な改修では老朽化に耐えられない場合は建替えも視野に入れ、調査・検討を行ってまいりたいと考えている。なお、文部科学省では、今後集中して見込まれる学校施設の建替えや改修のあり方について検討を始めており、国の補助制度の見直しについても検証する見通しであるとされているので、そうした国の動向も注視してまいりたい。
		教育長	今年度より必修となった武道への対応として、剣道の防具や柔道畳の整備状況は万全か伺う。	本年度から新しい学習指導要領が完全実施されることに伴い、中学校において、武道が必修となったことから、本市では、各学校が保有する防具や畳を補充する形で、平成23年度に必要な数を購入し、学校に配付した。これにより、剣道を選択した学校4校については、剣道の防具が1校当たり40セット、柔道を選択した7校のうち柔道場がある2校を除く5校については、1校あたり100枚を超える畳が整い、ひととおりの整備は行えたと考えている。
		部長	既存の柔道畳と新たに購入した柔道畳では、大きさ、厚さ、硬さ等に違いがある。段差ができてしまう現状をどう改善していくのか伺う。	柔道を選択した学校の多くは、これまで選択種目として柔道を行っていたこともあり、相当数の畳を保有していた。そこで、足りない分を補うかたちで新しい畳を購入したが、ご指摘のように多少の段差が生じてしまう状況がある。そのため、当面の対策として、柔道の授業が始まる10月までに、各学校間で畳の規格が整うように調整を行いたいと考えている。なお、それでも授業に差し支わりが生じるようであれば、今後新たな購入についても検討していく必要があると考えている。
		部長	柔道畳の滑り止め対策が十分でないと考えているが、どのような対策を考えているか。	各学校が保有する畳には、滑り止めが付いていないものもあり、また滑り止めが付いていても十分ではないため、これまで学校では、畳の周りをマットで囲うなどの工夫をしながら授業を行っている。体育館に畳を敷いて授業を行うため、設備面で決して十分な体制とは言えないが、授業のやり方や指導内容を工夫するなど、安全に行えるよう努めてまいりたい。

奥山孝二郎	通学路における児童生徒の安全確保について	教育長	本市では、児童生徒の交通事故がどのくらいあるのか、平成22・23年について伺う。	小田原警察署の統計によると、15歳以下の子どもの交通事故件数は、平成22年が120件、平成23年が85件となっている。
		教育長	通学路の改善要望に対して、本市として、どのような流れで対応してきたのか。主にどのような要望があったか、平成22・23年度の実績について伺う。	教育委員会では、交通安全対策協議会等から提出された通学路の改善要望に対して、その内容に応じて、庁内関係各課と連携し、警察、道路管理者等に対し、改善の依頼をしている。主な要望内容については、道路標識や道路標示の設置や補修、白線・グリーンベルトや横断歩道の設置、歩道の整備や道路の補修・拡幅、信号機の設置等があり、平成22年度には街路樹の剪定や、交通量が多い交差点への手旗設置の要望もあった。なお、要望件数は、平成22年度が31件、平成23年度が42件であった。
		教育長	安全対策の中で、街路灯の設置など、明るい見通しのよい場所が通学路として整備されているのか。また、不審者から児童生徒を守る対策もとられているのか。	通学路を設定するに際しては、文部科学省の指導においても、道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空き地など人が身を隠しやすい場所が近いなど、危険・要注意箇所を把握するとともに、特に危険な箇所では、警察官等による誘導や、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等を要請することとされている。各学校の交通安全対策協議会においては、そうした通学路の危険箇所や要注意箇所を把握した上で、街路灯の設置なども含め、改善の要望を行うとともに、児童生徒を対象に交通安全教室の開催や、地域防犯マップの作成、防犯パトロールを行うなど、不審者から児童生徒を守る対策に努めているところである。
		部長	登下校中の児童・生徒が不審者の被害にあった情報を、市はどのように発信しているか。	児童・生徒や保護者からの通報を受け、学校ではまず、児童・生徒への注意喚起を行い、さらに、その徹底を図るために状況に応じ保護者あて注意文書を配布している。また、近隣の小・中学校に対しては、学校から電話で一報を入れている。さらに、教育委員会では、市内の全幼稚園・小学校・中学校及び関係各課にFAXで発信するとともに、市民に対しては、おだわら安心安全メールシステムを活用している。なお、発信にあたっては、被害者が特定されないよう配慮するとともに、保護者に文案の了解を得る等の必要があるため、時間を要する場合もある。
		教育長	交通安全対策協議会等において、児童生徒に対する交通安全指導や、交通安全教室など、交通安全に関する啓発活動を実施しているか、また、学校と地域が連携して行うことが、児童生徒に対しても、車を運転する大人へ対しても、交通事故防止・安全対策となると思うが、見解を伺う。	交通安全対策協議会等においては、日ごろから、自治会や、PTAの校外指導委員会、警察署等と連携し、登下校時の交通安全指導や交通安全教室の開催、地域の道路安全点検など、啓発活動や交通安全対策に取り組んでいる。学校を中心に、保護者をはじめ地域の様々な方々が、そうした地域で行う交通安全活動に参加することは、ご指摘のように、児童生徒に対してだけでなく、車を運転する大人にとっても、地域の交通安全に対する課題や、通学路の危険箇所などを認識することになり、交通事故防止や安全対策に有効であると考えている。

奥山孝二郎	学校における安全対策について	市長	<p>学校と地域が一体となって交通安全対策協議会などを設置しているが、全市的にみると地域格差があると思われる。各地域が活発に行われるよう啓発をするべきと思うが、市長の見解を伺う。</p>	<p>児童生徒が巻き添えになるという大変痛ましい事故が起きており、これまで以上に登下校中の通学路に面した地域の皆さん方の意識が高まっている状況である。本市では、桜井地域をはじめ、いくつもの地域で朝の見守りや下校時の見守りを地域の方が自発的に行っており、それを支える様々な組織が活動しているお陰で、子ども達の安全が守られているということを確認、感謝しているところである。しかし、全地域でこのようなことが行われているかといえば、そうではないことも残念ながら事実としてある。地域の方が自発的にやっていただくことが重要であると考え、そのことを認識した上で、市としても交通安全の取組みの強化に向けた更なる啓発を、様々な形で、学校、地域の諸団体にも呼びかけを行いたい。学校ごとに設置されている交通安全対策協議会等においても、こうした働きかけを様々な方策を講じて啓発を進めていきたい。</p>
		市長	<p>本市として非構造部材の耐震対策として実施している具体的な整備はどのように進めているのか伺う。</p>	<p>非構造部材の耐震対策として本市では、これまで、窓ガラスの飛散防止フィルムの貼付や、外壁剥離の改修、梁や天井の落下防止のための改修、家具などの転倒防止金具の設置を行ってきた。窓ガラスの飛散防止フィルムは、今年度、小学校5校への貼付をもって、全て完了する。また、外壁の改修については、今年度は小学校3校（酒匂小、矢作小、早川小）、中学校1校（城山中）、幼稚園2園（矢作幼、下中幼）において改修を予定している。天井ボードや照明器具の落下防止策については、現在行っていないが、文部科学省の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考にしながら検討してまいりたい。</p>
		市長	<p>昨年度整備した学校屋上フェンスは何を基準として何校整備しているか、また今年度の計画を伺う。</p>	<p>整備の基準については、海拔10m以下に所在する広域避難所である小学校のうち、海岸に近いこと、周辺に高い建物が少ないこと、既存の屋上フェンスの範囲が狭いこと等から選択し、昨年度は、山王小学校、国府津小学校、酒匂小学校の3校に整備した。今年度は、海拔10m以下に所在する学校のうち、屋上のない三の丸小を除いた小学校3校（新玉小、町田小、富士見小）、中学校3校（白鷗中、国府津中、酒匂中）の整備を行う予定である。</p>
		部長	<p>昨年9月議会で予算を承認したが学校屋上工事が遅れていたと聞いているが何故なのか、いつ起こるか分からない震災に対して迅速に整備をすべきと思うが見解を伺う。</p>	<p>昨年、小学校3校に設置した屋上フェンス工事については、9月14日にその整備費用をお認めいただいたところである。その後、入札の執行に必要な設計図書の作成に約1ヶ月半、入札準備及び入札者を募集するための公表期間等に約2週間、入札参加者が入札金額を算出するための見積期間が10日間、入札書の受付、開札、落札決定まで1週間、落札者との契約締結まで約1週間と、おおよそ3ヶ月を要している。工事は、3月15日までの契約工期限内に完了しており、事務の流れとして、完了までに日数を要することをご理解いただきたい。</p>
		市長	<p>学校施設の非構造部材の耐震対策に際して、国・県の補助はあるのか伺う。</p>	<p>平成23年度においては、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」を活用し、東富水小学校の外壁改修を、また、県の「神奈川県子育て支援事業市町村交付金」を活用して小学校3校の転落防止用の屋上フェンスの整備を行った。平成24年度においては、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」の事業内容の拡充により建築非構造部材の耐震化を含む、「防災機能強化事業」が創設されている。いずれにしても、非構造部材の耐震対策には、国や県の補助制度を活用しながら整備を進めてまいりたい。</p>

奥山孝二郎	部長	学校施設の非構造部材の点検を実施しているのか伺う。	本市においては、建築基準法に基づき、有資格者による定期点検を3年に1度実施しているが、専門の調査機関に依頼するような点検は行っていない。	
	部長	学校施設の非構造部材の点検及び耐震化について、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」を活用し、本年度中に、年度途中でも既に交付決定している事業を振り替えて、実施する考えはないか伺う。	「社会資本整備総合交付金」の配分については、今年度は、既に決定しており、また追加は難しいと考えている。学校施設の非構造部材の点検及び耐震化については、「学校施設環境改善交付金」と補助率が同じであることから、整備に係る財源については、今後、調整してまいりたい。	
	教育長	他市において児童・生徒用ヘルメットを導入している学校もあると聞いているが、本市では、ヘルメットの配備についてどのような見解があるか。	本市では、昭和50年代に東海地震に対する防災意識が高まる中、常に身近に置いておき、災害時には迅速にかぶって身を守ることができる防災頭巾の所持を勧めてきた。学校においては、地震が発生した場合には、まず、机の下にもぐって身を守り、揺れがおさまった後に防災頭巾をかぶって避難するという訓練を繰り返している。防災頭巾は、日頃は座布団として使い、火災の際に火の粉を防いだり、頭や肩、首もとまで守るといった点で便利なものである。一方、ヘルメットは、落下物からの衝撃に強いという点に有効であるが、管理面の課題もあり、本市では、基本的には防災頭巾を活用していきたいと考えている。	
神永四郎	小・中学校の通学区域について	教育長	小・中学校の通学区域の見直しについての住民や自治会からの要望に対し、これまでどのような対応をしてきたのか。	本市では、通学区域の見直しに当たっては、これまで、地域の連合自治会やPTAから、地域の総意として要望が取りまとめられた場合に限り、学区審議会に諮問し、その答申を踏まえて対応してきたところであるが、平成4年以降、具体的な要望は出されていない。なお、平成9年に、文部科学省から「通学区域制度の弾力的運用について」の通知が出されており、本市においても、「自宅から近い学校への通学」や「部活動の希望」等、児童・生徒の個々の事情に即し、弾力的な運用に努めているところである。
	部長	通学区域制度の弾力的運用により児童・生徒に個別対応しているとのことだが、弾力的運用とはどのようなものか伺う。	本市では、通学区域制度の弾力的運用を図るため、「指定変更許可基準」を定めている。その具体的な内容としては、「自宅から近い学校への通学」として、指定された小学校までの通学距離が2km以上で、指定された小学校よりも近い小学校に入学する場合は、指定変更を認めている。また、「部活動」として、小学校時に1年以上の活動実績があるが、指定された中学校に希望する部活動がない場合は、希望する部活動がある自宅に最も近い中学校に入学する指定変更を認めている。他にも、両親等が共働きにより、預かる人の居住する学区の学校に就学を希望する場合や、自宅のある学区の外に店舗等を経営していて、店舗のある学区の学校に就学を希望する場合などについて、指定校以外への通学を認めている。	

神永四郎	教育長	新玉小学校の通学区域の自治会長から学区を見直してほしいとの意見を聞いている。市として通学区域を再検討すべきではないか。	通学区域の設定については、学校の位置や字の区域、通学路の安全性等を考慮した上で、学区審議会に諮問し、その答申に基づいて決定しており、その線引きが必ずしも連合自治会の区域と重なっていないことは承知している。そのため、過去において、地域の方々から学区を見直してほしいとの要望が出された経緯があり、その場合は、学区審議会において、合理性等を判断し、見直しを行ってきた。新玉小学校の学区について、これまで市民と市長の地区懇談会の席で意見が出されたことは承知しているが、地域の総意としての要望は出されていない。市内の通学区域について、現段階では見直しは必要ないと考えている。	
		市全体の見直しが難しいことは理解しているが、例えば、モデル的に、新玉小学校と三の丸小学校に分断されている万年連合自治会の見直しをする考えはないか伺う。	万年地区については、東寄りの15区、16区が新玉小学校区、それ以外は三の丸小学校区となっており、既に長い歴史を重ねてきている上、距離的には新玉小学校に近い自治会が多い。それぞれの学校には、それぞれの良さがあり、過去の経緯や地域の方々の思いがある中で、一概に、連合自治会と学区を一緒にすることは大変難しいものと考えているのでご理解いただきたい。	
	きめ細かな教育体制の強化について	教育長	本市の支援教育推進事業について、様々な教育的ニーズに応じた具体的な取組みについて伺う。	本市では、教育上配慮を必要とする子どもたちに対し、それぞれのニーズに応じた適切な教育を行うため、個別支援員を配置するとともに、専門的な立場から教員を指導するため、学校の要請に応じ、医師、臨床心理士、心理相談員等による支援チームの派遣を行っている。また、様々な困難さを持って生活する子どもや、その教育に関わる保護者等の相談に応じ、支援を行うため、酒匂小学校に、臨床心理士を配置した特別支援教育相談室「あおぞら」を設置しており、その相談件数は年々増加の傾向にある。そうした相談の中で、特に、ことばに課題がある場合には、新玉小学校と下府中小学校に設置している言語障がい通級指導教室「ことばの教室」において、個別指導等を行っている。「通級指導教室」とは、ほとんどの授業は通常の学級で受けながら、障がいの状況に応じた個別の指導を通級指導教室で受ける指導形態で、本市ではことばの教室のほか、情緒障がい通級指導教室「フレンド」を酒匂小学校に設置しており、ニーズの高まりを受け、今年度には足柄小学校にも開設したところである。
		教育長	様々な教育的ニーズに対応していくための課題と、今後の方向性について伺う。	支援教育の推進に当たっては、早い段階から、一人ひとりの特性や課題に合った対応をしていく必要があり、適切なタイミングでより有効な支援を行うためには、必要な人材の確保と、指導者の資質向上が課題となっている。また、支援が必要な子どもの指導に当たっては、就学前から義務教育修了までを一つのスパンとして捉え、長期的かつ継続的な視野を持って取り組んでいく必要があるため、幼稚園、保育所、学校が連携した体制づくりが求められているところである。併せて、家庭が果たす役割も大きいことから、子どもとのよりよい関わり方についての情報提供や、保護者に対する相談体制を一層充実させていく必要がある。このような状況に鑑み、本市では、個別支援員や支援チームの充実、教職員の資質向上、相談窓口の拡充等に取り組んでおり、今後ともより関係機関等との連携を深め、支援教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えている。

神永四郎	きめ細かな教育体制の強化について	部長	支援教育推進事業の課題として、人材の確保や指導者の資質向上が挙げられているが、具体的にお示しいただきたい。	人材の確保については、小・中学校からの要望に応えられるよう、量的拡大を図ってまいりたい。また、指導者の資質向上については、学校現場において、さまざまな課題を抱える子どもたちのニーズに応じ、適切な支援を行っていくことができるよう、積極的にOJTに取り組むなど、研修体制の充実に努めてまいりたいと考えている。
		教育長	不登校児童・生徒に対して、学校現場ではどのように対応しているのか。	本市では、さまざまな要因により不登校になる子どもたちに支援を行うため、「教育相談指導学級」として、「しろやま教室」と「マロニエ教室」の2箇所ですchool復帰に向けた教育を行っている。また、登校はできるが教室に入れない生徒への対応としては、平成14年度に白鷗中学校に「校内支援室」を設置したところ、大きな効果が見られたため、徐々に拡大し、平成23年度には、全中学校での設置が完了したところである。校内支援室の運営は、当初1人で行ってきたが、平成22年度に、中学校2校において複数体制としたところ、生徒がいつ行っても迎える人がいることが、結果的には、生徒の登校を促し、効果が認められたため、本年度は、中学校6校で指導員の複数体制を実現したところである。学校での居場所が確保されたことにより、「しろやま教室」及び「マロニエ教室」に通う子どもの数は減少傾向にある。
		教育長	不登校児童・生徒に対しての学校での課題と今後の方向性について伺う。	不登校の要因が複雑化する中、1人でも多くの児童・生徒の学校復帰を目指すためには、さまざまな角度から取り組む必要があると考えている。中でも、校内支援室の複数体制は、不登校解消に効果が見られることから、さらなる指導員の拡充等が必要であると考え。また、不登校児童・生徒の自宅への家庭訪問を行う不登校訪問相談員の果たす役割も大きく、現在、中学校6校への配置となっているが、さらなる人的拡大を図りたい。不登校対策は、学校だけでは対応できない課題であり、今後、より一層、家庭・地域・関係機関との連携を強化し、取り組んでまいりたいと考えている。
		部長	不登校対策の課題として、さらなる指導員の拡充等が挙げられているが、具体的にお示しいただきたい。	校内支援室指導員については、現在、鴨宮中学校、千代中学校、国府津中学校、酒匂中学校、泉中学校及び橘中学校の6校に配置しているが、その他の学校についても、必要に応じて配置してまいりたいと考えている。また、不登校生徒訪問相談員については、城山中学校、白山中学校、鴨宮中学校、千代中学校、酒匂中学校及び泉中学校の6校に配置しているが、これについても、状況に応じて拡大してまいりたいと考えている。
		市長	支援教育や不登校対策等、きめ細かな教育を進めているが、市長として、今後の小田原の教育の発展に向けて、どのような期待を持たれているか、お聞かせ願いたい。	支援教育対策、不登校対策については、人的措置が求められていることは、現場の方々の声を聞いて承知しており、これについては、県に対して働きかけてまいりたい。本市では、「未来へつがる学校づくり推進事業」「幼保・小・中連携事業」「学校支援地域本部事業」「スクールボランティア」など、地域の資源や特色を活かし、地域の方々のご協力をいただきながら、教育現場の充実に向けた事業に取り組んでいる。これらの取り組みは、小田原ならではのものと考えており、今後は、これらをパッケージ化し、目に見える形で広く周知を図っていくなどしながら、より一層の施策の充実を図っていく必要があると考えている。

神永四郎	平成24年教育委員会事務の点検評価について	教育長	今年度の点検・評価の実施方法は、昨年度とどう違うのか伺う	教育委員会事務の点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成20年度から実施しており、今年度で5回目となる。教育委員会は、学識経験者の知見を活用して、点検・評価を行い、議会に報告することになっている。本市では、これまでは、教育委員会事務の点検・評価について、すべての事業を対象に行ってきた。しかし、これまでの点検・評価の実施方法では、「各事業の評価が具体的に見えない」、「教育委員の関与が少ない」等のご指摘を頂いていた。このため、今年度は、教育委員が積極的に関与する方法に変えた。具体的には、点検・評価を実施する重点事業について教育委員が選定し、その事業について現場訪問やヒアリングを行った後、学識経験者との合同によるヒアリングを行うこととした。
		教育長	点検・評価を実施するにあたり、教育委員はどのように活動していくのか。	まず、5月の教育委員会定例会において、教育委員会が行う事務のうち、点検・評価すべき重点事業を17事業選定した。今後は、事業の所管課が実施した自己評価を踏まえ、教育委員自らが、現場訪問やヒアリングを実施する予定である。また、7月下旬には、学識経験者と教育委員による合同のヒアリングを行った上で、対象事業について評価することになる。このように、今年度の点検・評価については、教育委員が積極的に関与する方法で実施することにより、教育現場への理解を深め、教育委員会の活性化及び本市の教育力向上につなげてまいりたいと考えている。
		教育長	教育委員が積極的に点検・評価に関与するためには、もっと教育現場に出向いて状況を把握すべきと考えるが教育長の見解を伺う。	教育委員会では、教育委員会の活性化の観点から、今回の点検・評価の見直しのほか、教育委員の現場訪問の機会の増加、懸案事項に係る意見交換会の開催等の取り組みを行っている。現場訪問については、今年度は、足柄小学校に新たに開設した通級指導教室「フレンド」の開級式に保護者や子どもたちと一緒に参加していただいたほか、富士見小学校特別支援学級の視察、片浦小学校放課後子ども教室の視察を行っている。教育委員が積極的に教育委員会事務の点検・評価に関与していくためには、日ごろから現場に出向いて学校の様子や教職員の声を聞くことが大切であると考えており、今後ともそのような機会を増やすよう、努めてまいりたい。
関野隆司	放射能汚染対策について	教育長	文部科学省の補助制度により、神奈川県が実施する、学校給食用食材の放射性物質検査の活用については、その後どうなっているか。また、調理後の給食の放射性物質検査については実施する予定があるか。	県では、当初6月頃の開始を予定していたが、入札等手続の関係で検査機器の導入が遅れており、現時点の今後の見通しとして、検査開始時期を8月下旬から9月を予定している旨、事務連絡があったところである。検査場所は、厚木合同庁舎分庁舎と横浜農業合同庁舎の2カ所で、それぞれに複数台の機器が配置され、給食に使用する「食材」の検査が行われる予定である。調理後の給食の検査については、文部科学省の「学校給食モニタリング事業」を県が受託することが決定したところであり、今後県内2市町村を選定し、児童生徒に提供したあとの給食について、定点で継続的に計測することとしている。検査実施地点については、希望する市町村から地域性等を考慮し決定するとされているので、本市としても、実施を希望してまいりたい。
		教育長	食品中の放射性物質の基準値について、国より厳しい独自の基準値を設けている自治体があるが、小田原市ではどのように考えているか。	厚生労働省は、一層の食品の安全と安心を確保するために、長期的な観点から、食品に含まれる放射性セシウムの新たな安全基準を平成24年4月1日に設定した。同省からは、小中学生などについては、給食も含めた朝昼夕の3食分の摂取量を考慮して基準値を計算しているため、給食についても新たな基準値に適合していれば安全性は確保されるとの見解がでている。本市としては、国の基準値に基づき対応してまいりたいと考えているので、ご理解いただきたい。

※ 一般質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
大村学	市長の二期目の取組について	市長	<p>天守閣の木造化について、今後4年間で具体的な方向性を打ち出すのか。</p>	<p>天守閣の木造化については、私自身含め小田原市民の大きな夢と認識している。その一方で、国指定史跡地内にある天守閣は、資料に基づく復元的な整備が求められることから、根拠となる資料の調査研究が必要であるとともに木材の確保等、木造化の実現には多くの課題があることも認識している。とはいえ、小田原城天守閣耐震改修等検討委員会では、模型や絵図、古写真などの一定の資料があることから「木造化の可能性がないわけではない」との意見もあった。このため、天守閣の木造化については、木造化の可能性を高めることを目指し、さらに資料収集と研究を進めるとともに、専門委員会の設置についても検討するなどしながら木造天守閣の可能性をしっかりと検証してまいりたい。</p>
		市長	<p>博物館構想はどのように描いているのか。また、建設場所はどこを考えているのか。</p>	<p>すぐれた歴史資産に恵まれた本市では、地域の宝ともいべき郷土資料を活用し、市民の郷土への誇りを育むとともに、その魅力を次世代に伝えてゆくことが重要と考えている。これら郷土の歴史・文化に関する貴重な資料については、天守閣のほか郷土文化館等で展示・保管しているが、施設の狭隘さや老朽化等により、いずれも充分機能しえていないのが現状である。そこで、郷土文化館の機能を継承しつつ、天守閣の貴重資料の保管・展示等も視野に入れた新たな博物館の整備について、財政状況等も考慮しながら、市民や有識者らの意見などを踏まえ、機能・設備・設置の時期・立地条件等についての基本的な考え方を示す基本構想を改めて取りまとめていく必要があると考えている。建設場所についても、基本構想に示される立地条件等を勘案しながら、具体的な選定作業を進めることになると思う。</p>

財団法人小田原市学校建設公社

経営状況報告

目次

■平成23年度決算	1	■平成24年度事業計画	11
事業報告	2	事業計画	12
正味財産増減計算書	3	収支予算書	13
貸借対照表	5		
財務諸表に対する注記	7		
財産目録	8		
事業明細表	10		

財団法人小田原市学校建設公社

平成23年度決算

平成23年度財団法人小田原市学校建設公社事業報告

事業概要

平成23年度における事業の概要は、次のとおりです。

1 学校施設貸付事業

昭和57・58年度に建設した町田小学校校舎及び平成4～7年度に建設した三の丸小学校校舎等を小田原市に貸付けいたしました。

貸付面積は、町田小学校校舎の1, 679平方メートル及び三の丸小学校校舎等の1, 825平方メートルの合計3, 504平方メートルです。

(1) 学校施設貸付事業の内容

建設年度	施設名	貸付期間	貸付面積
昭和57・58年度	町田小学校校舎 (第2期建設分)	平成23年4月1日 ～平成24年3月31日	1, 679 m ²
平成4～7年度	三の丸小学校校舎等	平成23年4月1日 ～平成24年3月31日	1, 825 m ²
計			3, 504 m ²

正味財産増減計算書

財団法人小田原市学校建設公社

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	1,503	3,330	△ 1,827
基本財産受取利息			
② 受取補助金等	5,399,582	6,188,990	△ 789,408
市補助金			
③ 雑収益	212	263	△ 51
受取利息			
受取配当金	1,300	1,100	200
雑収益	0	0	0
経常収益計	5,402,597	6,193,683	△ 791,086
(2) 経常費用			
① 管理費	1,200	900	300
支払手数料	400,700	401,000	△ 300
租税公課	4,999,582	5,788,990	△ 789,408
支払利息			
経常費用計	5,401,482	6,190,890	△ 789,408
当期経常増減額	1,115	2,793	△ 1,678

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
—	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
—	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,115	2,793	△ 1,678
一般正味財産期首残高	296,962	294,169	2,793
一般正味財産期末残高	298,077	296,962	1,115
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,000,000	5,000,000	0
指定正味財産期末残高	5,000,000	5,000,000	0
III 正味財産期末残高	5,298,077	5,296,962	1,115

貸借対照表

財団法人小田原市学校建設公社

平成 24 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	261,842	260,727	1,115
建物	1,049,674,235	1,049,674,235	0
流動資産合計	1,049,936,077	1,049,934,962	1,115
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) その他の固定資産			
出資金	30,000	30,000	0
その他の固定資産合計	30,000	30,000	0
固定資産合計	5,030,000	5,030,000	0
資産合計	1,054,966,077	1,054,964,962	1,115
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	1,049,668,000	1,049,668,000	0
流動負債合計	1,049,668,000	1,049,668,000	0
負債合計	1,049,668,000	1,049,668,000	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受贈定期預金	5,000,000	5,000,000	0
指定正味財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	0
2. 一般正味財産	298,077	296,962	1,115
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
正味財産合計	5,298,077	5,296,962	1,115
負債及び正味財産合計	1,054,966,077	1,054,964,962	1,115

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券（出資金）の評価方法について
有価証券（出資金）の評価方法は、取得原価をもって貸借対照表価額としている。
- (2) 棚卸資産の評価方法について
棚卸資産の評価方法は、個別法に基づく原価法により実施している。
- (3) 消費税等の会計処理について
税込方式を採用している。

2. 会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）を適用している。

3. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科	目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
合	計	5,000,000	0	0	5,000,000

4. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科	目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産	定期預金	5,000,000	(5,000,000)	(0)	—
合	計	5,000,000	(5,000,000)	(0)	—

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
運営費補助金	小田原市	—	400,000	400,000	—	—
利子補給金	小田原市	—	4,999,582	4,999,582	—	—
合	計	—	5,399,582	5,399,582	—	—

財 産 目 録

財団法人小田原市学校建設公社

平成 24 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
(1) 現金預金	
普通預金	
さがみ信用金庫本店	61,770
横浜銀行小田原支店	115,283
スルガ銀行小田原支店	61,367
中南信用金庫下中支店	23,422
現金預金合計	261,842
(2) 建物	
町田小学校校舎	203,359,619
三の丸小学校校舎等	846,314,616
建物合計	1,049,674,235
流動資産合計	1,049,936,077
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
定期預金	
さがみ信用金庫本店	1,600,000
横浜銀行小田原支店	1,700,000
スルガ銀行小田原支店	1,700,000
基本財産合計	5,000,000

科	目	金額	
(2) その他固定資産	出資金		
	さがみ信用金庫	20,000	
	中南信用金庫	10,000	
	その他固定資産合計	30,000	
	固定資産合計		5,030,000
	資産合計		1,054,966,077
	II 負債の部		
	1. 流動負債		
	(1) 短期借入金		
	さがみ信用金庫本店	1,049,668,000	
短期借入金合計	1,049,668,000		
流動負債合計		1,049,668,000	
負債合計		1,049,668,000	
正味財産			5,298,077

平成23年度財団法人小田原市学校建設公社事業明細表

1 期首建物棚卸高

(単位：円)

施設名	工事請負費	設計等委託料	建設利息	報償費	合計
町田小学校校舎 (第2期建設分)	198,740,000	4,000,000	619,619	0	203,359,619
三の丸小学校校舎等	788,337,116	45,671,703	11,502,462	803,335	846,314,616
計	987,077,116	49,671,703	12,122,081	803,335	1,049,674,235

2 期末建物棚卸高

(単位：円)

施設名	工事請負費	設計等委託料	建設利息	報償費	合計
町田小学校校舎 (第2期建設分)	198,740,000	4,000,000	619,619	0	203,359,619
三の丸小学校校舎等	788,337,116	45,671,703	11,502,462	803,335	846,314,616
計	987,077,116	49,671,703	12,122,081	803,335	1,049,674,235

財団法人小田原市学校建設公社

平成24年度事業計画

平成24年度財団法人小田原市学校建設公社事業計画

1 学校施設貸付事業

施設名	面積	積	貸付期間	備	考
町田小学校校舎 (第2期建設分)	1, 679	m ²	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日		
			平成24年4月1日 ～議定日		
三の丸小学校 校舎ほか	744	m ²	議定日 ～平成25年3月31日		貸付面積の中に外便所・体育器具庫棟 (72m ²)を含む。
			平成24年4月1日 ～議定日		
合 計	2, 423	m ²	議定日 ～平成25年3月31日		
			3, 504 m ²		

2 学校施設譲渡事業

施設名	面積	積	譲渡金額 (単位 千円)	備 考		
				建設年度	譲渡代金受領方法	譲渡予定日
三の丸小学校 屋内運動場棟	1, 081	m ²	628, 535	平成4～7年度	— 括	平成24年6月30日

収 支 予 算 書

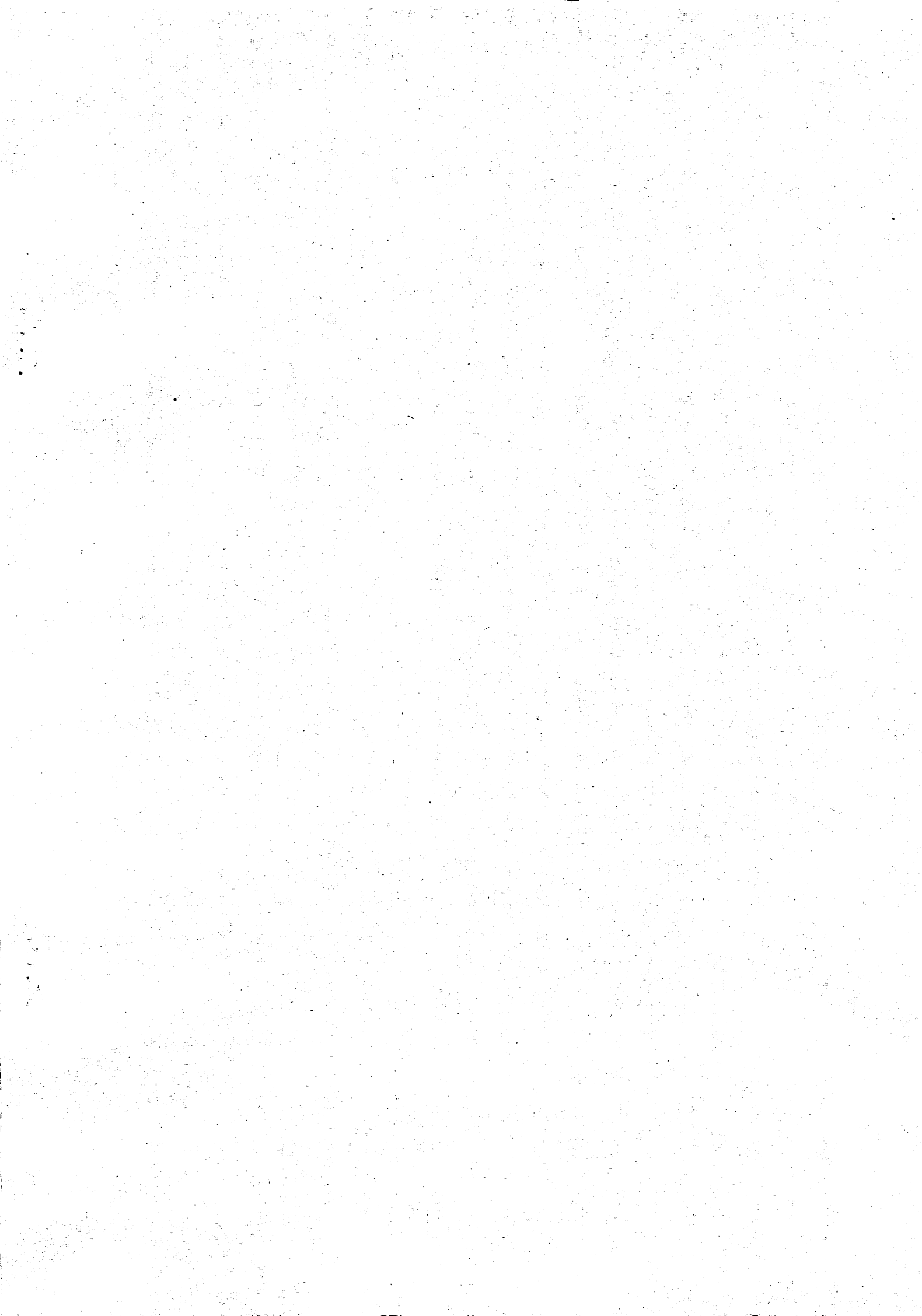
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

財団法人小田原市学校建設公社

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	4	13	△ 9	
基本財産利息収入				
② 事業収入	628,535	0	628,535	
学校施設譲渡事業収入				
③ 補助金等収入	6,379	10,897	△ 4,518	
市補助金収入				
④ 雑収入	1	1	0	
受取利息収入	1	1	0	
配当金収入	1	1	0	
事業活動収入計	634,920	10,912	624,008	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	628,535	0	628,535	
学校施設譲渡事業支出				
② 管理費支出	0	2	△ 2	
旅費交通費支出	0	0	0	
交際費支出	0	5	△ 5	
消耗品費支出	3	4	△ 1	
支払手数料支出	1	1	0	
印刷製本費支出	0	1	△ 1	
通信運搬費支出	602	404	198	
公課費支出	5,779	10,497	△ 4,718	
支払利息支出				
事業活動支出計	634,920	10,914	624,006	
事業活動収支差額	0	△ 2	2	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
II 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
① 借入金収入				
短期借入金収入	1,049,668	1,049,668	0	
財務活動収入計	1,049,668	1,049,668	0	
2. 財務活動支出				
① 借入金返済支出				
短期借入金返済支出	1,049,668	1,049,668	0	
財務活動支出計	1,049,668	1,049,668	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
III 予備費支出				
当期収支差額	261	256	5	
前期繰越収支差額	0	△ 2	2	
次期繰越収支差額	261	258	3	
	0	0	0	



資料 3

平成24年 5月31日

陳情第 20 号

30人以下学級実現と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択についての陳情書

30人以下学級実現と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択についての陳情書

【陳情趣旨】

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいます。

社会状況等の変化により、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。また、新学習指導要領実施により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。教育水準の維持向上に向けた施策を講じるためには「教職員の子どもと向き合う時間の確保・拡充」や「教職員配置の更なる充実」が欠かせません。

【陳情項目】

政府予算編成において、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. きめの細かい教育の実現のために、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。また、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

平成24年5月31日

小田原市議会議長

加藤 仁司 様

陳情者

西湘地区教職員組合

小田原市扇町5丁目17番12号

執行委員長 清水 隆男 団

青少年の体験交流事業等について

1 指導者養成研修事業「おだわら自然楽校（OOTS）」

青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の、発掘・育成・資質向上を目的とした研修事業です。

(1) 期日・場所・内容

	期 日	場 所	内 容
基礎プログラム	5月12日（土）	丸太の森	ゲーム de グループビルド
	6月2日（土）～3日（日） ※1泊2日	塔ノ峰青少年の家	指導者エキスパート講座
	6月30日（土）	酒匂川下流	川のアクティビティ Part 2
	9月29日（土）	市役所	リーダーシップトレーニング
	平成25年2月	市役所	子どもたちのための体験活動プログラム企画づくり
特別プログラム	9月 1日（土）	市役所	自然体験活動指導者養成研修（前編）
	9月8日（土）～9日（日） ※1泊2日	足柄ふれあいの村	自然体験活動指導者養成研修（後編）
	10月20日（土）	辻村植物園	どうして！？を解こう！
	12月 2日（日）	明神ヶ岳	あなたも山のプロフェッショナル

- (2) 参加者 基礎プログラム 38人（高校生～60歳代 男性27人・女性11人）
特別プログラム 7月以降募集開始（各プログラムごとの募集）
- (3) 参加費 各プログラム 1,000円/人・回

2 青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」

各地区子ども会の代表児童（各地区男女1名ずつ、計48人）が集い、地域の子ども会活動などでリーダーとして活躍できるよう、各種プログラムを体験します。また、参加した子どもたちは、学校の異なる同世代の仲間たちと、新たな交流を広げます。

- (1) 期 日 7月21日（土）・22日（日） <1泊2日>
- (2) 場 所 塔ノ峰青少年の家
- (3) 内 容 登山（市役所～塔ノ峰青少年の家）／自然観察／ナイトウォーク／
ネイチャーゲーム ほか
- (4) 参加募集 小学6年生・48人（男24人／女24人） ※各地区の子ども会から選出
- (5) 指 導 者 子ども会連絡協議会

3 地域少年リーダー養成講座「きらめきロビンフッド ～ 仲間と生き抜く魔法の力」

子どもたちが、新しい仲間と一緒に自然体験やキャンプスキルを習得する中で、地域で活躍できる「少年リーダー」としての自覚と行動力を身につけていくことをねらいとしています。講座は、2泊3日のキャンプ（宿泊研修）を中心とした全4回の年間講座です。

今年度の宿泊研修は「仲間と生き抜く魔法の力」をタイトルに掲げ、アウトドアのみならず災害時などにも役立つサバイバル術などを体験します。

(1) 期日・場所・内容

	期 日	場 所	内 容
第1回	7月15日（日）	小田原市役所	仲間作り
第2回	8月18日（土）～20日（月） ※2泊3日	塔ノ峰青少年の家	野外炊事 キャンプ 自然体験 火起こし等サバイバル体験 ほか
第3回	9月30日（日）	未定	記念誌づくり
第4回	3月10日（日）	未定	終了証書授与 ほか

(2) 参加募集 小学5・6年生 定員60人

(3) 指 導 者 青少年育成推進員協議会

(4) 参 加 費 3,500円/人

4 地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 片浦」

参加者である小学5・6年生が、学校や学年を超えたコミュニケーションを図り、また、世代の異なる大人（指導者）たちと交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことのできるよう、2泊3日の宿泊体験学習を実施します。

実施に際しては、自然や歴史、生業など地域（会場周辺）の資産を活用し、子どもたちが汗を流しながらじっくりと経験を積める内容としています。

また、この事業は、青少年の健全育成を支える指導者の実践活動の場、特に「おだわら自然楽校」受講生たちの活躍の場としての性格を併せもっているため、10代から60代まで幅広い年齢層の多くの指導者（大人）が、3日間を通して、子どもたちの指導・支援にあたります。

なお、参加人数拡大のため、今年度は実施回数を2回に増やしました。

(1) 期 日 ①第1回目 7月28日（土）～30日（月） ※2泊3日

②第2回目 8月 3日（金）～ 5日（日） ※2泊3日

<同じ内容を、異なる日程で2回実施します。参加者希望者は、第1回目または第2回目のうち、いずれか一方を選択して申し込みます>

(2) 場 所 旧片浦中学校及び片浦地域

(3) 内 容 仲間作り/野外炊事/キャンプファイヤー/体験型ウォークラリー
食事（テーブルマナー、配膳実習）/夜の集い/ふりかえり（発表）
施設清掃 ほか

(4) 参加募集 小学5・6年生 定員：第1回目48人/第2回目48人 計96人

(5) 指 導 者 地域・世代を超えた体験学習実行委員会（おだわら自然楽校受講者）

(6) 参 加 費 9,000円/人

学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージ

平成24年4月27日

4月23日京都府において、4月27日には千葉県と愛知県においても、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生しております。

このたびの事故でお亡くなりになった児童及び保護者の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族・御家族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。また、負傷された方の一刻も早い回復をお祈り申し上げます。

通学路の安全も含め、学校の安全を確保することは、安心して児童生徒が学習する上で当然のことであり、登校中の今回のような事故はあってはならないものです。

私といたしましても、4月27日に閣議決定された「学校安全の推進に関する計画」を踏まえ、関係大臣と協力・連携し、学校の通学路の安全確保に全力を尽くす所存です。

各地域の学校、警察、道路管理者等におかれては、一層連携、協働して、通学路の安全点検や安全確保に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県知事及び市町村長、教育委員会や都道府県警察本部におかれても、各現場からの意見・要望に対し、協働して、通学路の安全確保に努めていただくようお願いいたします。

文部科学大臣 平野 博文

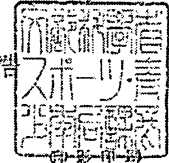


24 ス学健第6号
平成24年5月30日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人事務局長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

大 路 正 浩



通学路の交通安全の確保の徹底について(依頼)

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、本年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでおります。これを受け、「学校の通学路の安全確保について(依頼)」(平成24年5月1日付け24文科ス第93号スポーツ・青少年局長通知)において、各地域の学校、警察、道路管理者等が連携・協働し、また、各都道府県知事及び市町村長、教育委員会や関係機関が協働して、通学路の安全点検や安全確保を図ることについて、特段の御配慮をお願いしたところです。

その後の状況を踏まえて、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、今般、別紙のとおり「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成しました。ついては、この実施要領に沿って、関係機関の連携による通学路の安全点検及び安全対策を講じていただくようお願いいたします。

また、本依頼に基づく緊急合同点検の結果及び点検結果を受けた対策案について、御報告いただくこととしておりますが、報告の時期及び内容については、別途連絡いたします。

なお、本件については、別添のとおり、国土交通省及び警察庁から関係機関に対しても、同様に通知されていることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、この趣旨について周知し、回答を取りまとめていただくとともに、参考1の文部科学省交通安全業務計画(抄)の趣旨に沿って適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し、この趣旨について周知くださるようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省 スポーツ・青少年局

学校健康教育課 学校安全係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111(内線2917)

FAX 03-6734-3794

E-mail: anzen@mext.go.jp

・通学路における緊急合同点検等実施要領

1. 実施対象

全ての公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路

※通学路は、各学校又は教育委員会において指定しているものを指す。

なお、国立及び私立の小学校の通学路についても、各学校及び学校の設置者の判断により、公立に準じて実施する。

また、小学校及び特別支援学校小学部以外の公立学校並びに小学校以外の国立学校及び私立学校についても、地域や学校の実情等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

2. 実施期間

下記3. (1)及び(2)について、平成24年8月末までに実施する。

3. 実施内容(参考2 フローチャート図 参照)

(1) 学校による危険箇所の抽出

学校は、保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、抽出した危険箇所の内容、学校として考える合同点検の可否を市町村教育委員会(特別支援学校小学部については当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会。以下同じ。)に報告する。

危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じて参考3に掲げる観点を参考としてください。

なお、本年度、既に、学校において、通学路の点検等を実施している場合は、その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

(2) 合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

市町村教育委員会は、学校からの報告を受けて、学校、保護者、道路管理者及び地元警察署による合同点検の実施を調整する。合同点検の実施に当たっては、できる限り地域住民等の参画を得るものとする。合同点検では、調整した危険箇所を点検し、その中から、学校、道路管理者及び地元警察署で協議の上、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出する。

なお、本年度、既に、学校、道路管理者及び地元警察署が合同で、通学路の点検等を実施している場合は、その実施内容や状況に応じて、その結果をもって合同点検及び対策必要箇所の抽出に代えることができる。

(3) 対策メニュー案の検討

市町村教育委員会及び学校は、相互に連携し、また、保護者等の協力を得て、(2)で抽出した対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得つつ、対策メニュー案を検討する。

(4) 対策案の作成

市町村教育委員会及び学校は、相互に連携し、また、保護者等の協力を得て、(3)で検討した対策メニュー案について、道路管理者及び地元警察署と連携・協力の上、地元住民との調整を図り、対策案を作成する。市町村教育委員会及び学校は、作成した対策案について、道路管理者及び地元警察署に対して要望を行う。

(5) 対策の実施

市町村教育委員会、学校、道路管理者及び地元警察署は、(4)で作成した対策案に従って計画的に対策を実施する。その際、市町村教育委員会及び学校は、保護者等と連携を図るものとする。

なお、上記(3)～(5)の対策の検討等に当たっては、防犯、防災等の側面にも留意する。

4. 実施状況の報告

学校は、合同点検の実施状況等について、教育委員会による取りまとめを経て、文部科学省に報告する。報告する内容等については、別途連絡する。